

MOX燃料調達に関する進捗状況について

平成22年11月12日

MOX燃料調達の進捗状況

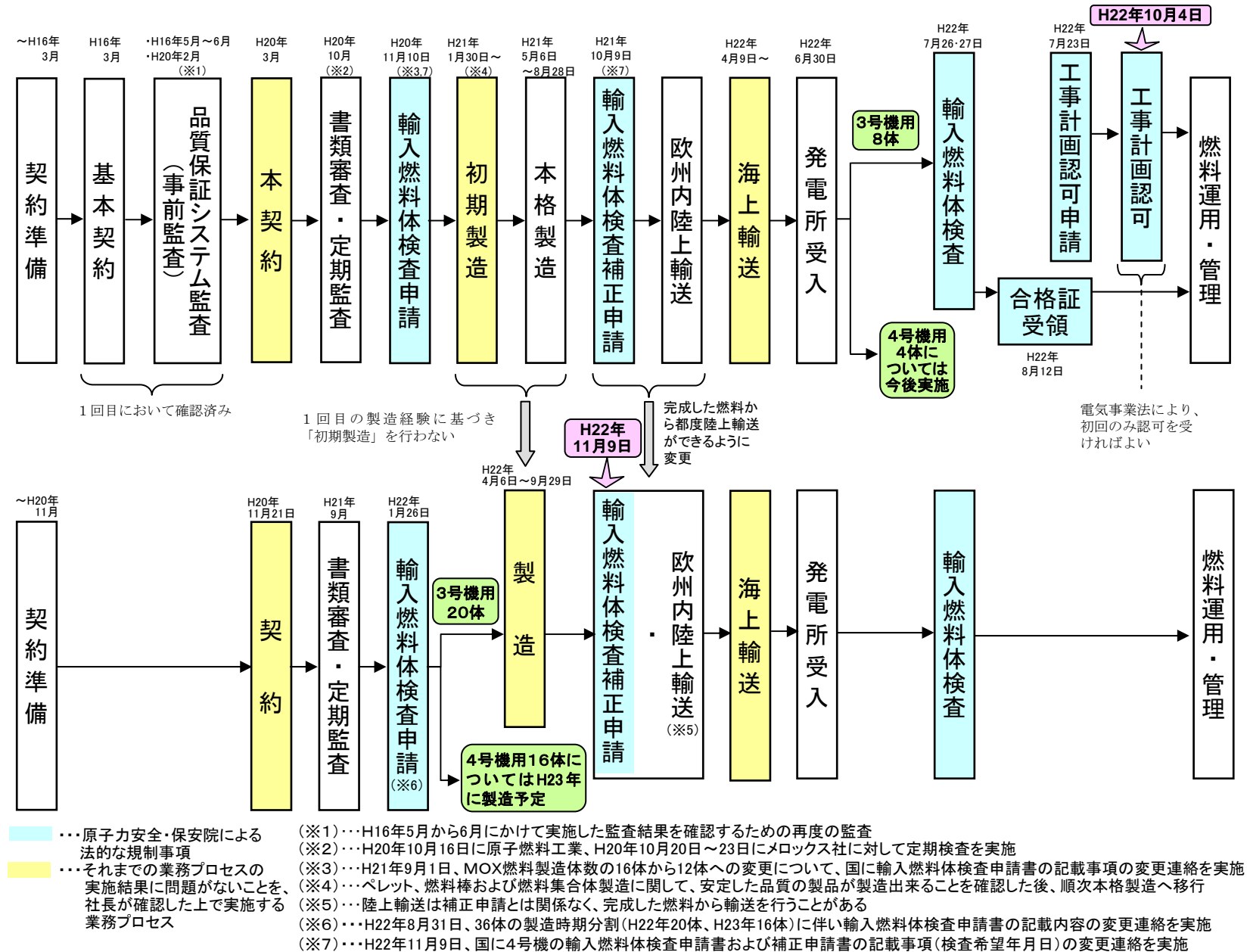
○第1回製造分

- 高浜発電所3、4号機用のウラン・プルトニウム混合酸化物燃料(MOX燃料) 12体を平成22年6月30日に同発電所へ受け入れました。
- 3号機用MOX燃料8体については、7月26、27日に経済産業省による輸入燃料体検査(外観確認検査)を受検し、8月12日に合格証を受領しました。また、3号機の工事計画(7月23日申請)が、10月4日に認可されました。
- 10月13日に開始した3号機の定期検査で8体のMOX燃料を装荷する予定です。
- 4号機用MOX燃料4体については、3号機におけるプルサーマル計画を最優先に進めていくため、経済産業省による外観確認検査の受検希望時期を3号機の調整運転開始(平成22年12月下旬予定)以降にすることとし、11月9日に経済産業省に対し、輸入燃料体検査申請書および補正申請書の本文に記載している検査希望年月日の期限を平成22年12月31日から平成23年3月31日に変更する連絡を行いました。
- 4体のMOX燃料は、平成23年度の定期検査で装荷となる見込みです。

○第2回製造分

- 平成22年4月6日に製造を開始しました高浜発電所3、4号機用のMOX燃料36体※については、仏国メロックス工場における複数の材料取扱設備の故障に伴い、同社が製造計画を見直し、平成22年に20体、平成23年に16体と製造時期を分割したいとの申し出を受け承しました。
- 製造時期の分割に伴い8月31日経済産業省に対し、輸入燃料体検査申請書の記載事項(連続して製造することに基づく記載から分割して製造することに基づく記載に変更)の変更連絡を行いました。
- 3号機用20体のMOX燃料の製造が9月29日に完了し、11月9日に、経済産業省に対し、輸入燃料体検査補正申請を行いました。

※平成20年11月21日に加工契約を行った32体と、第1回製造分(16体:平成21年8月19日に12体に変更)のうち、別途製造することとしていた4体の合計



● 原子力安全・保安院による法的な規制事項
 ● それまでの業務プロセスの実施結果に問題がないことを、社長が確認した上で実施する業務プロセス

(※1) H16年5月から6月にかけて実施した監査結果を確認するための再度の監査
 (※2) H20年10月16日に原子燃料工業、H20年10月20日～23日にメロックス社に対して定期検査を実施
 (※3) H21年9月1日、MOX燃料製造体数の16体から12体への変更について、国に輸入燃料体検査申請書の記載事項の変更連絡を実施
 (※4) ペレット、燃料棒および燃料集合体製造に関して、安定した品質の製品が製造出来ることを確認した後、順次本格製造へ移行
 (※5) 陸上輸送は補正申請とは関係なく、完成した燃料から輸送を行うことがある
 (※6) H22年8月31日、36体の製造時期分割(H22年20体、H23年16体)に伴い輸入燃料体検査申請書の記載内容の変更連絡を実施
 (※7) H22年11月9日、国に4号機の輸入燃料体検査申請書および補正申請書の記載事項(検査希望年月日)の変更連絡を実施

製造中の関西電力の品質保証活動

- 検査:** 立会検査、記録確認を実施し、品質が適切に確保されていることを確認。
 - 工程監査:** 適切な手順書に従って製造が実施されていること、管理値が遵守されていること、品質記録が適切に作成されていること等を確認。
 - 巡視:** 日常的に現場を観察し、問題なく製造が行われていることを確認。
- ※ 製造期間中、当社社員、元請会社である原子燃料工業の社員がメロックス工場に駐在

メロックス工場におけるMOX燃料製造の主な流れ

